

S N S で実行犯を募集する手口等による強盗、窃盗、特殊詐欺等事件における実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組の推進について（通達）

令和 5 年 5 月 10 日付け、佐本捜一発第 116 号、佐本捜二発第 68 号、佐本組対発第 150 号
佐賀県警察本部長から各部長、各参事官、各所属長宛て

（概要）

令和 5 年 3 月 17 日、犯罪対策閣僚会議において、「S N S で実行犯を募集する手口による強盗や特殊詐欺事案に関する緊急対策プラン」が決定されたことを受け、S N S で実行犯を募集する手口等による強盗、窃盗、特殊詐欺等事件における実行犯に対する適正な科刑の実現に向けた取組について、余罪の積極的な立件、令和 4 年 12 月に法定刑の引き上げ等がされた組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成 11 年法律第 136 号）の適用等を推進するよう指示したもの。